

議案第23号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について

【要旨】

平成24年6月27日に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が公布され、平成25年4月1日より「障害者自立支援法」の題名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正されました。この改正に伴い、関係する2つの条例について所要の改正を行うものです。

また、この整理にあわせて、一部字句の修正を行います。

【条例の整理の内容】

○四万十町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

- ・「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めます。

○四万十町福祉医療費助成に関する条例

- ・「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めます。
- ・一部字句について、修正を行います。

【新旧対照表】

○四万十町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（抜粋）

改正後	改正前
(介護補償) 第15条 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して町長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。	(介護補償) 第15条 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して町長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。

改正後	改正前
(1) (略) (2) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 12 項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第 6 項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。） (3) (略)	(1) (略) (2) <u>障害者自立支援法</u>（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 12 項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第 6 項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。） (3) (略)

○四万十町福祉医療費助成に関する条例（抜粋）

改正後	改正前
(助成対象者) 第 3 条 この条例に定める医療費の助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 乳幼児等の保護者で次のア及びイのいずれにも<u>該当するもの</u> ア・イ (略) (2) 重度心身障害者又は当該重度心身障害者の保護者であって生活保護法の規定による扶助を受けていない者で、次のアからキのいずれかに該当するものとする。 ア 重度心身障害者が四万十町の区域内に住所を有する者（次の（ア）から（カ）に掲げる者を除く。） (ア) 他の市町村から<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成 17 年法律第 123 号）第	(助成対象者) 第 3 条 この条例に定める医療費の助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 乳幼児等の保護者で次のア及びイのいずれにも<u>該当するもの。</u> ア・イ (略) (2) 重度心身障害者又は当該重度心身障害者の保護者であって生活保護法の規定による扶助を受けていない者で、次のアからキのいずれかに該当するものとする。 ア 重度心身障害者が四万十町の区域内に住所を有する者（次の（ア）から（カ）に掲げる者を除く。） (ア) 他の市町村から<u>障害者自立支援法</u>（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条又は第 30 条の規定による、介護給付

改正後	改正前
29 条又は第 30 条の規定による、介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費（以下「介護給付費等」という。）の支給を受けている者 (イ) ～ (エ) (略) (オ) 国民健康保険法第 116 条の 2 の規定により、他の市町村の<u>行</u>う国民健康保険の被保険者である者 (カ) (略) イ～キ (略) (他の法令等との関連) 第 7 条 この条例による助成対象者が児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>その他法令等によって国又は地方公共団体の負担において医療の給付が行われる場合は、当該負担額の限度において助成を行わない。	費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費（以下「介護給付費等」という。）の支給を受けている者 (イ) ～ (エ) (略) (オ) 国民健康保険法第 116 条の 2 の規定により、他の市町村の<u>行な</u>う国民健康保険の被保険者である者 (カ) (略) イ～キ (略) (他の法令等との関連) 第 7 条 この条例による助成対象者が児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）、<u>障害者自立支援法</u>その他法令等によって国又は地方公共団体の負担において医療の給付が行われる場合は、当該負担額の限度において助成を行わない。